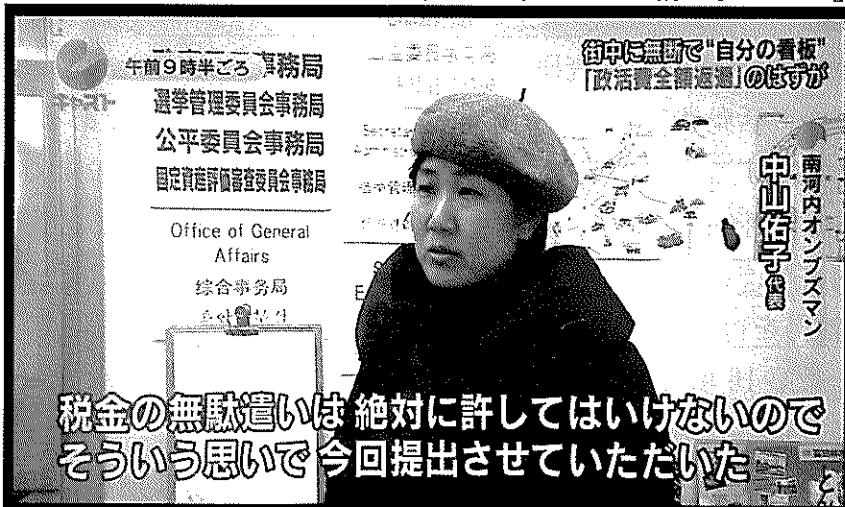


2015年(平成27年)1月14日(水曜日) - テレビ朝日『キャスト』



当オmbズマンは、富田林市に対し、住民監査請求を提出しました。

政務活動費—住民監査請求後、162万7094円返還!!

ジヤーナル

〒584-0033 富田林町8-28
南河内オンプレスマン事務局
TEL/FAX 0721-21-6706

富田林で不適切政活費

13年度 2市議が117万円返還

富田林市議の○○○○氏
○○氏は「誤解を招きかね
ない」と判断した」と説明し
てある。

「誤解を招くからね」と判断した」と説明している。

(政活費)に不適切な支出があつたとして、市に計17万9694円を返還したことわかつた。〇〇氏は広報費で「活動報告32号」の印刷代などをして38万4384円を支出したが、実際には32号を作成するにあつては、会員登録料や会員登録手数料など、会員登録料や会員登録手数料など、会員登録料や会員登録手数料などを支払った。

報告32号」の印刷代などと
して38万43384円を支出
したが、実際には32号を作

13年度だけ自主的に返還
するのではなく、少なくとも過去
5年間分も、返還してね!!

富田林市の監査は、
機能していませんね!!

CHECK!

多田利壹市長に勤めし
市監査委員事務局による
と、〇〇〇〇議員が会議・
広聴の名目で計上した広報
紙面（4万2千円）は後援
会などの名義で、会員の親
睦や感謝のつどいの案内状
になつており、後援会活動
と判断した。△△議員、□
議員の2市議が所属する
☆☆△派が計上した補助職
員の人事費年96万円は調査
研究活動の日数などの実態
でなく毎月の固定になつて
おり、半額相当の40万5千
円は政務活動費を充て
ていた。市監査請
議、18人に対し、政務費の一部返還を求めて世間監査請求をしました。

市議3人の政活費
市に返還求め勧告
富田林市監査委員会

富田林 住民監査請求 検索

報告書の全文は、富田林市のホームページで公開されています。



—監査委員の意見—

意見は、『ほぼ完璧!』よく書けています!!
しかし、肝心の認定は、まだまだダメですね!!



政務活動費は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤を充実させるために、議会における会派や議員に対して調査研究活動費用の助成を行うことを制度化したものである。議会には執行機関に対する監視機能を果たすことが重要な役割として期待されており、そのための政務活動費の使用については、最高裁判例が指摘するとおり、各会派の自立性を尊重する必要があることは否定できない。しかし他方で、政務活動費は市民の税金から交付されている以上、各会派や議員が、自主的に市民からの納得を得られる政務活動費の支出に努めるのはもちろんの事、議会としても、地方自治法第100条第16項にも規定されているとおり、より積極的な情報公開に努め、透明性を高めるように努力する事が求められる。

今回の監査請求において、監査請求がなされた後で、収支報告書の訂正がなされて返還された金額が117万9,694円にもなり、監査請求に対する判断として返還を求めるべきであるとしたものもあり、更に、詳細な使用内容の公開がなされれば、時間を掛けて調査を行えば問題となり得るものも存在する可能性があることも否定できず、現状の政務活動費の支出が、残念ながら十分に市民の納得できるものであるとは考え難い。地方自治法が政務活動費の助成を認めているのは、会派や議員が自主的に行う調査研究活動の基盤を強化するためであり、その前提には市民の代表として、税金の使用が適正に行われることをチェックする職務を有する議員に対する信頼が存在している。その議員が、税金である政務活動費の支出に市民から疑問の目を向けられるというような事があるならば、政務活動費を交付している根底が覆ることになる。そのため、第1に、交付されている政務活動費の金額につき、他市の状況も踏まえて、適正と考えられる金額がどの程度であるべきか、根本的に検討し直す必要がある。第2に、政務活動費を充当する指針とされている現在の「てびき」についても、会派や議員の自主的な改革の成果であることは理解できるものの、市民の理解を得るために、更にその内容を深化させることが必要である。特に人件費や事務費については、按分規定はおかれても、果たして、政務活動費が支出されている人件費や事務費が、本当に調査研究活動以外に使用されていないかを、入手可能な収支報告書等から判断することが困難であるため、事実上按分規程が意味をなしていない。人件費や事務費については、議会として、会派や議員における現実の使用実態を調査し、適切な按分割合を定めて按分することを原則とし、その割合以上に政務活動費の充当を求める場合には、その主張立証責任を会派や議員に課すような方法も検討の余地があるのではないかと考える。議会の執行機関に対する監視機能に影響を与えたり、プライバシー侵害の可能性がある場合には、必要な範囲で立証責任を緩和することとすれば、大きな問題は生じないとと思われるからである。また調査旅費についても、先進地行政視察や現地調査は、議会の審議能力を高める上で有用であると考えられるが、「親睦旅行」などというあらぬ疑いを掛けられないためにも、宿泊費の金額が適正であることだけではなく、宿泊のために使った費用の明細についても、~~可能な限り明らかにするよう努めるべきである。~~ 第3に、現在も議長に提出される収支報告書等については、富田林市情報公開条例の規定により公開することとされているが、これらの情報については、公開を行っても政務活動費を交付することとした趣旨に反しないのであるから、情報公開の手続きを経なくても市民が容易に情報にアクセスできる方法を検討すべきである。今回の監査請求を契機として、今後市民の納得を得ながら、政務活動費を十分に活用して、議会の審議機能が一層強化されることが求められると考える。

裏面 2015年(平成27年)3月5日

今任期いっぱい
政活費支給せず

毎日新聞の浅岡幸晴町議は今後完全廃止を含め議論していく」と話した。

賛成6人、反対1人で可決した。
再開するかどうかは、次の町議選の
後に決める事になる見通しとい
う。

2013年度は全議員が全額使
い切ったが、浅岡町議は取材に
「使い道に疑念を持つ町民が多い
。具体的な使い道について一つ一
つ許されるかどうかを判断する
より、廃止するほうが分かりやす
い」と語った。

再発防止策を示さないと、反省したことにはならないよ!!!

富田林は、
河南町を見習うべきだよね!!

、任期の来秋まで政活費の不適切な支出が各地で発覚したのを受け、町議会は指針を検討してきだが、「政活費を受け取りながら検討すべき」とではないとの意見が浮上、任期中の政活費廃止が議員提案された。

河南町政活動費を廃止

政活費—河南町は廃止、富田林はたつた2割減

南河内オソブズマン活動報告



〒584-0033 富田林町8-28
南河内オンブズマン事務局
TEL/FAX 0721-21-6706

努力しま
しょう。

政活費10万→8万円

CHECK!

2015年(平成27年)3月25日(水曜日)

言宣

三

10→80万円
政活費減額

富田林市議会は24日、議員一人(定数19)の活動費を毎年10万円から減額する条例案を可決した。この実施から、議員が支動費を減らすことが可能となり、主な一例は、1年間で1万円減額となる。

条例案によると、議員は1年間に活動費を24万円以内に支給されなければならない。また、議員は1年間に活動費を24万円以内に支給されなければならない。

政活費減額を求める署名活動は、4月27日から5月5日までです。

政務活動費の廃止を求める署名活動は、4月27日から5月5日までです。

— 政務活動費（政務調査費）は廃止すべきである —

2012年2月18日

弁護士 井 上 善 雄

第1. 「政務調査費」から「政務活動費」への法改正と条例改正へ

1. 「政務調査費」は、平成12（2000）年に地方自治法（以下、法）100条13項で「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として認められ、その要件は条例で定められことになった。

これは悪法・悪例だが国会議員には「立法事務費」という趣旨不明の公金支出があり、地方議員もこれと同様にしてほしいというのが狙いだった。

《 中 略 》

第2. 政務活動費について

1. そもそも政務調査費が認められる以前から、法100条で議会には図書その他で整備され、個別調査する費用は予算化しても支出できるようになっている。そして203条の議員報酬、費用弁償、期末手当が条例で決められる。条例案はお手盛りとなって世界的にみても高額となり、市民からその値下げさえ求められるところとなっていた。多くの議員の活動実態が、地方自治体の議会審議よりも自らの選挙母体の要求反映や次の選挙に備えた活動、また、国政の党活動の地盤活動となっていたことへの批判もあった。そこで、「第2報酬」としてこれらの費用を捻出しようという思惑から政務調査費が生まれた。

《 中 略 》

2. さて、この政務調査費ないし政務活動費は、目的を示した必要公費ということで、市長の行政部局がその支出の適否を点検しなければならなくなる。市長は、公費の支出について自ら市民に説明責任を果たす必要があり、行政部局の点検を受けているという建前になっている。しかし現実は、行政部局は数字合わせ以外ほとんどチェックしていないし、議員もその使途内容をできる限り判らないようにしている。かくて、実費の公費支出としては不適正となる。

《 中 略 》

…………、議員が自らの活動のために費用を要するとすれば、事前・事後に何のチェックも受けない議員報酬で賄うべきであろう。

議員報酬は生活費と誤解する者もいるが、そうではない。年中全日フルタイムの議員活動は義務付けられていないし、あくまで議会を中心としての議員活動への報酬である。（例えば、借金した職員の給与の差押えがあっても一定限度にとどまるのは基本的生活を守る必要があるからだが、議員報酬にはこの適用がなく全額差押えがなされる。すなわち、議員報酬は生活費ではない。）

この議員報酬がどうしても不足なら、市民に堂々と説明して報酬を上げることに了解を得るべきである。議員の報酬以外の費用弁償は、議員の活動目的や内容が公定されているもの以外は不要というべきである。